

事 務 連 絡
令和 7 年 3 月 19 日

各保健所設置市長 様

兵 庫 県 保 健 医 療 部
疾病対策課感染症対策官

麻疹患者の発生に伴う注意喚起について

みだしのことについて、別紙のとおり記者発表（資料配付）を行いましたのでお知らせします。当該患者からの感染による新たな患者発生の可能性がありますので、情報共有します。

なお、別添写しのとおり、関係団体あて通知していること申し添えます。

【担当】

兵庫県保健医療部疾病対策課

感染症対策推進班 田口

TEL : 078-341-7711 (内 3295)

MAIL : shippeitaisaku@pref.hyogo.lg.jp

記 者 発 表 （ 資 料 配 付 ）				
月／日 (曜日)	担当部課 担 当 名	T E L (内線)	発表者 (担当班長名)	その他配布先
3／19 (水)	疾病対策課 (感染症対策推進班)	(直通) 078-362-3213 (内線) 3 2 8 6	疾病対策課 感染症対策官 臣永 和夫 (濱田 大輔)	———

麻しん(はしか)患者の発生について

3月17日、県内2か所の健康福祉事務所(保健所)(事例①宝塚健康福祉事務所、事例②龍野健康福祉事務所)管内の医療機関から、麻しんの発生届が提出され、3月18日に県立健康科学研究所で遺伝子検査を実施したところ、麻しん陽性であることが判明しました。

(現時点において、事例①と事例②の間に疫学的関連は確認されていません。)

それぞれの患者の疫学調査を実施したところ、感染の可能性がある期間に、不特定多数の方が利用する施設等を利用していることが判明しましたので、感染拡大防止のために注意喚起を行います。

事例②については、本日付で患者の所在地管轄である姫路市保健所からも記者発表されています。

なお、患者のプライバシー保護及び施設等の風評被害にならないよう十分配慮していただきますようお願いします。

記

1 事例①

(1) 届出保健所：宝塚健康福祉事務所

年代、性別：20歳代、女性

居 住 地：宝塚健康福祉事務所管内

症 状：発熱、鼻汁、発疹など

現在の状況：自宅療養中

(2) 経過

3月13日：発熱

3月15日：医療機関を受診、「麻しん(検査診断例)」の届出受理

3月18日：遺伝子検査の結果、麻しん陽性

(3) 患者が利用し、不特定多数の方と接触した可能性のある日時及び施設等

日 時	滞在時間 (目安)	施 設 等
3月12日(水)	8:50～9:04	神姫バス 三田駅～イオンモール神戸北駅
	22:17～22:34	神姫バス イオンモール神戸北駅～三田駅
3月13日(木)	午前	JR 福知山線 三田駅～大阪駅
	昼頃～夕方	① HEP FIVE、② ルクアイーレ
	夕方②以降	JR 福知山線 大阪駅～三田駅

2 事例②

(1) 届出保健所：龍野健康福祉事務所

年代、性別：40 歳代、男性

居 住 地：姫路市内

症 状：発熱、発疹など

現在の状況：回復している。

(2) 経過

3 月 8 日 発熱

3 月 17 日 医療機関を受診、「麻しん（検査診断例）」の届出受理

3 月 18 日 遺伝子検査の結果、麻しん陽性

(3) 患者が利用し、不特定多数の方と接触した可能性のある日時及び施設等

日 時	滞在時間 (目安)	施 設 等
3 月 7 日（金）	7:00（関空着）	ベトナム航空 V N 326 便（ホーチミン 00:10 発）
	8:41～9:37	JR 西日本 関空～新大阪（特急はるか 8 号の 5 号車か 6 号車に乗車）
	9:59～10:33	新幹線 新大阪～姫路（ひかり 501 号 5 号車か 6 号車に乗車）
	11:06～11:13	JR 西日本 姫路～はりま勝原

※姫路市保健所発表済み

3 注意喚起の内容について

(1) 麻しん患者と接触した場合は麻しんの＊潜伏期間（接触後 21 日）を考慮し、体調の変化に気を付けてください。

(2) 上記施設を利用された方で、21 日間の間に発熱、風邪の症状、発疹等の症状があった場合は、事前に医療機関に「麻しんの可能性があること」を連絡のうえ、マスクを着用し、受診してください。

(3) その際は、公共交通機関の利用を避けていただき、速やかに受診をお願いします。

(4) 施設等へのお問い合わせはお控えください。

※潜伏期間：感染してから症状が出現するまでの期間

【参考】

麻疹発生状況

(件)

	R 2 年	R 3 年	R 4 年	R 5 年	R 6 年	R 7 年
兵庫県	1	—	1	2	4	6
全 国	10	6	6	28	45	22

※兵庫県：R 7 年は、R 7.3.19 時点（本件含む）

全 国：R 6 ～R 7 年は速報値（R 7.3.18 時点）（本件含まず）

県民の皆さまへ

(1) 麻疹（はしか）とは

麻疹ウイルスによって引き起こされる急性の全身感染症で、空気感染、飛沫感染、接触感染により、ヒトからヒトに感染が伝播します。その感染力は非常に強いと言われており、免疫を持っていないヒトが感染するとほぼ 100% 発症し、一度感染して発症すると一生免疫が持続すると言われています。

感染すると約 10～12 日の潜伏期間の後、38℃前後の発熱が 2～4 日続き、咳、鼻水といった風邪のような症状が出ます。その後、少し体温が下がり、再び高熱（多くは 39℃以上）が出るとともに、発疹が出現します。発疹出現後 3～4 日間で解熱し症状は軽快、合併症のない限り 7～10 日後には症状が回復します。

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律「感染症法」の五類（全数届出）感染症に位置づけられています。

(2) 麻疹の症状が出たら電話をしてから医療機関を受診しましょう。

麻疹の症状は、まず 38℃前後の発熱、咳、鼻水、結膜充血がみられ、その後下降した熱が再び高熱となり、発疹がでます。

医療機関を受診の際には、事前に連絡を入れ、マスク着用のうえ受診してください。

また、公共交通機関の利用は控えてください。

(3) 麻疹と診断されたらすぐ連絡しましょう。

医療機関等で麻疹と診断された場合は、学校や幼稚園、保育所、職場等にすみやかに連絡し、医療機関の指示のとおり自宅で療養してください。

(4) 定期予防接種（MRワクチン等）を受けましょう。

第 1 期（1 歳の間）、第 2 期（小学校就学前の 1 年）の 2 回接種が必要です。

(5) 麻疹の免疫を持っているか知りましょう。

麻疹にかかったことがない方や麻疹ワクチン接種が 1 回だけの方（30 歳代半ば～50 歳代前半）、接種をしていない方（50 歳代前半～）は、十分な免疫を獲得していない可能性があるため注意が必要です。